

# 消 防 計 画

放課後等デイサービス 青空

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、放課後等デイサービス青空における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、放課後等デイサービス青空に勤務し、在籍する生徒及び出入りする全ての者に適用する。

(予防管理組織)

第3条 防火管理者、拠点管理者が行う日常の任務は次の通りとする。

防火管理者	児童指導員 1-3		
拠点管理者	1組	2組	3組
	児童指導員 1-2	児童指導員 2-2	児童指導員 3-2
担当区域	訓練室 A・B・C・D		
	相談室		
	事務所		
施設全域 代表 大滝 英勝			

(建物等の自主検査)

第4条 拠点管理者は、定期的に自主検査を実施するものとする。

2 拠点管理者は、不備、欠陥があるものについては、大滝 英勝（代表）に報告し、改修を図らなければならない。

(職員等の遵守事項)

第5条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

- ア 利用者等の手の届く所にマッチ、ライターを置かない
- イ 火気使用器具は、試用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- ウ 台所内（訓練室 C）は常に整理整頓し、換気扇等は定期的に清掃する。

(2) 防火防止に関する事項

- ア 建物の範囲に可燃物を置かない。
- イ 死角となる廊下、倉庫、トイレ等に可燃物を置かない。
- ウ 外出等で施設内が無人になる時は、施錠を行う。
- エ トイレ、洗面所（訓練室 D）の巡視を行う。

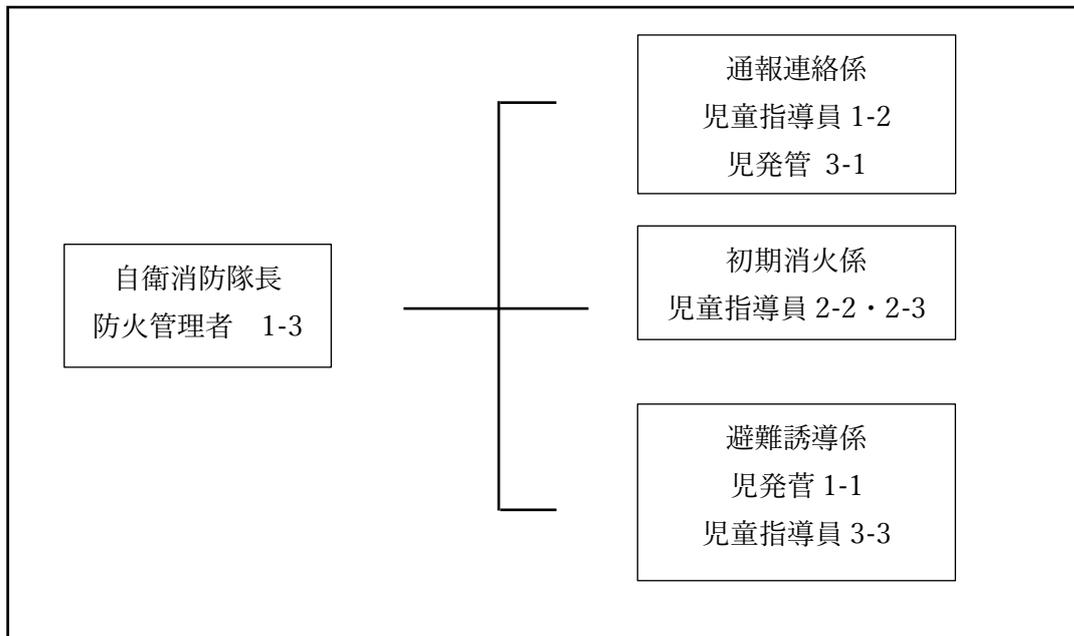
(3) 避難管理に関する事項

- ア 通路には、物品（玩具、いす等）を置かない。
- イ 非常口に設けられている掃き出し窓の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに撤去する。
- ウ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、防火管理者または大滝 英勝（代表）に報告する。

(自衛消防活動)

第6条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を設置する。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。



任務分担表	
通報連絡係	119番で消防機関へ通報する。 関係者への連絡を行う
消火係	消火器等による初期消火を行う。
避難誘導係	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。 負傷者等の搬送を行う。

(震災対策)

第7条 震災発生時の被害を最小限にとどめるため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア 事務所や裏玄関にある職員ロッカーの転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- エ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

(2) 地震後の安全措置

ア 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各拠点管理者はその状況を確認する。

イ 地震発生直後は、それぞれが身の安全を守ることを第一とする。

ウ 防火管理者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は、応急措置を行う。

エ 各設備・器具は、安全をかくにんした後使用する。

(3) 地震発生後の自衛消防活動

地震発生後において自衛消防隊は、次の活動を行う。

ア 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

(ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

(イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は利用者等に知らせる。

イ 警戒巡視

消火班は次のことを行う。

(ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。

(イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

(ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

ウ 避難誘導

避難誘導班は、利用者等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

(ア) 利用者等を落ち着かせ、原則自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。

(イ) 利用者等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。

(ウ) 利用者等を公報避難所（本郷地区市民館）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。

(エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

第9条 東南海地震注意情報の発表を知った職員は、直ちに防火管理者に報告する。

2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオ等を通じて情報確認のうえ、各自衛消防隊員等に対し、速やかに警戒宣言が発令された場合の措置、任務分担等必要な事項を伝達指示するものとする。

3 職員及び利用者に対し、東南海地震注意情報及び交通機関停止等その他の情報について伝達し、帰宅を促すものとする。

4 東南海地震注意情報発表時若しくは警戒宣言発令時の自衛消防活動に係る人員にあつては、必要最低限の人員確保を図った後、職員の時差退社を行う。

(警戒宣言発令時の対応策)

第 10 条 大規模地震対策特別措置法に基づく東南海地震に関する警戒宣言が発令された場合、次のとおり対応する。

- (1) 療育活動を打ち切る。
- (2) 利用者は帰宅を促す。
- (3) 警戒宣言発令中は周辺の環境等に応じて臨機応変に対応する。

2 自衛消防隊は、次の活動を行う。

(1) 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

イ 職員に対し、警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う。

(2) 応急対策

消火班は次のことを行う。

ア 火気を使用する設備・器具の使用は原則として禁止するものとし、やむを得ない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行うものとする。

イ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。

ウ 照明器具、ロッカー、書類棚、OA 機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う。

エ 非常持ち出し品の準備を行う。

(3) 安全誘導

避難誘導班は、次のことを行う。

ア 避難通路の確保、非常口の開放等を行う。

イ 避難誘導班は、利用者が混乱しないで退所できるように誘導する。

3 授業時間外に警戒宣言が発令された場合は、建物に残っている者が同条 2 項第 2 号に定める応急対策を行う。

4 職員等が休業日、休暇、退社後に警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

(教育訓練)

第 11 条 防火管理者等は職員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

対象者	実施時期	実施回数
防火管理者	消防署指定	年 1 回
職員	必要の都度	

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上職員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項等）について
- オ その他の必要な事項について

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期
避難訓練	年2回
震災訓練	8月
消火訓練	11月
通報訓練	3月

- 4 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練は消防訓練及び避難訓練実施計画書により、また、その実施結果は、消防訓練及び避難訓練実施報告書を作成し、必要に応じて消防署長に報告する。

附 則

この計画は、令和7年11月1日から施行する。